Ι	事 項	「 艇の管理及び証明(計測・登録等)の基本方針 」
1	ハル番号 及び セイル番号	1.1 /UL番号0~280番までの艇で、セール番号が/UL番号の下二桁に一致する場合は/UL番号、セール番号共に有効とする。 1.2 セール番号が/UL番号の下二桁と一致しない場合は、会員番号にするか又はPSN番号を取得する。
		1.3 新造艇及びハル番号の無い艇は新規登録扱いとする (注:会員が複数を所有する場合及び新規入会者が該当する)1.4 新規登録艇は、登録済みの次のハル番号から連番で発行する。
2	ヤイル番号	2.1 JMYA会員番号の下2桁とする。又は 2.2 JUL番号の下2桁とする。又は 2.3 上記のいづれでもない個人番号を取得する(PSN制度)オーナーの任意で1.2.3のどれでも選択できる。 計測員はなるべく同じ番号が重ならない様に全体を見ながら提言をして下さい。

- (注1) 上記に該当しない場合は、計測員に相談すること。
- (注2) パーソナルセールナンバー (PSN)は、JMYAを退会したとき、又は競技を引退した場合は返却することとする。

П	作業担当	「作業手順」	基本規則	クラス ルール
1	オーナー IOM艇所有者	(1) 証明機関にハルの登録申請し、ハル番号の発行を受ける (2) ハル番号をハル外側の見えやすい位置に記載し、計測員に計測依頼をする (3)書式CCF証明管理票(原簿名: CERTIFICATION CONTROL FORM - BOAT)に記入し公式計測員 (OM、NM、MM) による計測を受ける。		A,9.1
2	計測作業 (計測委員)	(1) 新規計測の場合 計測員は下記※・書式CCF証明管理票 ・A ・B-1、に基づいて、艇を計測する。 (2) JMYA (旧JMYS) の計測証明書を取得している場合。 (以下「既得艇」という) 既得艇に対しては、下記※のA・B-1のチェックリストに適合していることをオーナー各自が確認 をし、書式CCF 証明管理票のビルダー、オーナー欄のサインを確認し、旧証明書と併せて、OM又はNM,に渡す。計測記録「書式C-1」を自分の作業記録として保管する。 (3) 追加リグ計測の場合、書式B-2に準じ計測をし、OMのサインを受けた上で証明機関(登録委員)から更新した証明書の交付を受ける。 (4) B-1リストの確認後、クラスルールに適合していることを示す証明マークをセールの右舷側タック付近に押印とサインする。 セールへのスタンプ例、IOMNCAJPNスタンプ押印 日付:2022年9月5日 22.9.05及びサイン。ノリル及びアベンテージ(キール・バルブ・ラダー)には押印規定はないので、押印はしない。	7.5、 7.5.2	A.9.1 B.11.a, b, c
3	証明書発行 (証明機関) 兼任 (登録委員)	 (1) 計測委員からCCFを添えた証明書発行依頼を受けて、証明書発行と共にCCFの控えも保管する。 (2) 計測員からB-2を添えて追加リグの証明書発行依頼を受けて場合、更新した証明書発行と共にB-2の控えも保管する。 (3) 証明機関は、IOM証明書及び認証管理票「書式CCF」をオーナーに郵送する。 必要に応じて計測手数料との受領に変えて渡しても良い。 (4) 登録委員は、証明機関から証明書発行の連絡を受けて登録する。 (5) 登録委員は、IOM証明書(副本)及び CCF(証明管理票-ボート副本)を保管する。 	7.2.1、 7.2.2、 7.2.3 7.2.5、 7.2.6 7.2.4 7.3.1 7.3.2	A.8. 1 A.9.2 A.9.3 A10 . A10.1 B.1.1.b
4	艇を譲渡 した時	(1)現在の証明書は無効になる為、新しい所有者は前所有者から現在の証明書と、CCF 証明管理票 (原簿名:CERTIFICATION CONTROL FORM - BOAT)を受取り、証明機関に提示し再発行を受ける。		A.10.2 A.12.1 (a),(b)

※凡例

767 407					
仮 称	ファイル名「原簿名」				
CCF	証明管理票-ボート 原簿名:「 C ERTIFICATION C ONTROL F ORM - BOAT」 Official Measurer(OM) の署名が必要。副本を登録員が保管する。				
А	ノいル及び付属パーツのチエックリスト 原簿名:「CERTIFICATION MEASUREMENT HULL AND APPENDAGES - CHECK LIST」				
B-1	リグのチエックリスト 原簿名:「RIGS AND SAILS CERTIFICATION MEASUREMENT - CHECK LIST FORM」				
B- 2	追加リグ証明計測表(チェックリスト)原簿名:「CERTIFICATION MEASUREMENT FORM - ADDITIONAL RIGS」 Official Measurer(OM)の署名が必要。副本を登録員が保管する。				
C-1	計測記録「書式C-1」 原簿名:「MEASURER'S RECORD 」 計測者の記録として使用する。				
IOM証明書	IOM証明書 (原簿名:「CERTIFICATE」) 証明機関が発行し、オーナーに郵送する。 副本を登録員が保管する。				

(注) 本チェックリスト等は日本IOMNCAのホームページの「規則集・会則」にありますので参照ください。 https://iomncajpn.web.fc2.com/regulasions.html

但し、IOM証明書の書式は証明機関のみが所持しており、その性質上一般公開はしておりません。

定義:別紙JSAF公式計測員規定参照

公式計測員規程.pdf (jsaf.or.jp)

Official Measurer (OM) National Measurer (NM) Maintenance Measurer(MM)